

浜口雄幸は、昭和初期に、戦前政党政治の内政・外交を最も徹底させた浜口民政党内閣の首班となり、国政をリードした。その意味で、近代日本を代表する政党政治家といえる。

浜口は、一八七〇年（明治三年）高知県に生まれ、大蔵省専売局長官から第三次桂内閣の通信次官となり、政界に転じた。同志会、憲政会所属の衆議院議員として、蔵相・内相などを務めたのち、一九二七年（昭和二年）立憲民政党初代総裁に就任。そして、一九二九年（昭和四年）七月、第二七代内閣総理大臣となった。

首相在任中、金解禁、中国関税自主権の承認、ロンドン海軍軍縮条約の締結などの重要な課題に取り組んだ。ことに、ロンドン海軍軍縮条約問題は、内閣、政党、軍部、貴族院、枢密院、民間右翼など当時の主要な政治勢力を巻き込んで、近代日本最大の政治抗争となった。しかも、同時に日本は世界恐慌の直撃を受け、深刻な昭和恐慌となっていく。そのような中、一九三〇年（昭和五年）十一月、浜口は東京駅で銃弾に倒れ、九ヶ月後その生涯を終えた。

さて、浜口自身、その遺稿『随感録』において、「ただの随感雑録であるから、政治上の記事を目的としない」としながらも、ロンドン海軍軍縮条約の締結については、

「倫敦會議の目的たる世界平和の樹立に依る建艦競争の危険の防止と、国民負担の軽減とを、二つながら成功せしめたことは、聊か余の満足するところである。」

と、特にふれている。

また本文においても、ロンドン海軍軍縮条約批准を記念する自らのラジオ演説を、「軍縮放送演説」、として全文収録している。

ここから、浜口自身にとって、ロンドン海軍軍縮条約問題が、とりわけ重要な比重をもっていたことが推察される。

そこで、この機会に、浜口にとってロンドン海軍軍縮条約問題がどのような意味をもっていたのか、さらには、そのバック・グラウンドとなっている彼の国際秩序構想はどのようなものであったのか、を紹介したい。

ロンドン海軍軍縮条約問題は、浜口にとって、じつは一般に考えられている以上に重要な意味をもっていた。彼の政治構想の核心的位置を占めるものであり、現代日本が抱える課題にも示唆的な射程をもつものである。

さて、さきの『随感録』では、ロンドン海軍軍縮条約について、軍縮協定による列強諸国間の建艦競争の停止は、国民負担の軽減に資するばかりでなく、「世界平和の樹立」と関わりがあることが示されている。国民負担の軽減とは、軍縮によって軍事費が削減され、国家財政への負担が減少することを意味する。

だが、軍縮がなぜ世界平和と関連するのだろうか。列強間の軍備が縮小されることは、必ずしも戦争そのものの危険が減少することを意味するわけではない。では、どのように浜口は軍縮を世界平和と関連づけ、なぜロンドン海軍軍縮条約をことさらその面からも重視したのだろうか。

それは浜口の政治構想全体、さらにそこにおける第一次世界大戦の衝撃と深く関係している。このことは、あまり知られていないので、少し立ち入って述べておこう。

浜口は、本書所収の「軍縮放送演説」で次のように述べている。

「ロンドン海軍条約は人類の文明に一新紀元を画したものであります。現在の世界は、列強互いに敵視して軋こわもすれば力に訴えてまでも自国の利益を開拓せんとしたる所謂『冒険時代』を既に経過いたしましたして、今は各国互に信頼して共存共栄を計る所の『安定時代』に到達して居るのであります。今回のロンドン海軍条約は……国際的平和親善の確立に向って大なる一歩を進めたるものでありまするが、我々は今後益々この崇高なる事業の進展を切望してやまざるものであります。」

すなわち、これまでの国際社会は、力によって自国の利益を追求する、いわばパワー・ポリティックスの貫徹する世界であった。だが、今やそれを乗り超え、各国が平和的に「共存共栄」する新しい国際秩序が形成されつつあり、ロンドン海軍軍縮条約はそれにむけての「大いなる一歩」だ、というのである。

つまり浜口は、従来のパワー・ポリティックスを超える新しい国際秩序を追求し、ロンドン海軍軍縮条約をそのための重要な一環だと考えていたといえる。

このようなロンドン海軍軍縮条約の位置づけは、浜口独自の政治構想からきている。そこ

で、まず浜口の政治構想を簡単にみてみよう。

一九二九年（昭和四年）七月、政権についた浜口は、外交において、ロンドン海軍軍縮会議への参加、中国関税自主権の承認など、対米英協調と日中親善を中心とする国際的な平和協調路線をおしすすめた。

それとともに、内政においては、国際金本位制への復帰（金解禁）や産業構成の高度化（産業合理化政策）によって、通商の安定化と国民経済の国際競争力の強化をはかろうとした。そのことを通じて、非軍事的なかたちでの市場拡大、とりわけ中国との経済交流、通商投資の拡大を進め、日本経済の発展と国民生活の安定をもたらそうとしたのである。

これらの政策は、いわゆる幣原外交、井上財政として知られているが、首相就任以前からの浜口の考えでもあり、浜口はそのような自らの構想にしたがって、幣原・井上を外相・蔵相に起用したといえる。

さらに浜口は、ロンドン海軍軍縮条約を締結することによって軍縮を推進し、軍事費を削減して財政負担をおさえるとともに、平和的な国際協調へのリーダーシップをとろうとした。そしてこの時点で、日本はアメリカ、イギリスとならんで国際社会をリードしていく国の一つとなったのである。

また、金解禁や産業合理化が社会不安をもたらさないよう、一種のセーフティネットとして、労働組合法や小作法の制定、失業対策などの社会政策を実施しようとした。

このような浜口の内外政策の背景には彼独自の国際認識があった。

その出発点は第一次世界大戦である。大戦は、一九一四年（大正三年）七月から四年半近くに渡って続き、未曾有の規模の犠牲と破壊をもたらした。たとえば、戦死者九〇〇万人、負傷者二二〇〇万人、一般市民の犠牲者も一〇〇〇万人に達した。

そこでは、戦車、航空機など機械化兵器の本格的な登場によって、戦闘において人力より機械のはたす役割が決定的となり、機械戦ともいべき様相を呈した。そこから、兵員のみならず、兵器・機械工業とそれをささえる人的物的資源を総動員し、いわば国の総力をあげて戦争遂行をおこなう国家総力戦となった。

また今後、列強間の戦争は不可避的に国家総力戦となり、同時にまた、その植民地の交錯や提携関係によって、長期にわたる世界戦争となっていくことが予想された。

浜口も、第一次大戦以降もし列強間に戦争がおこれば、それは高度の工業生産力と膨大な資源を要する国家総力戦となるとみていた。しかし、浜口は財政・経済力・資源の現状からみて、もし世界大戦となれば、日本は極めて困難な状況に陥ると判断していた。したが

って戦争抑止の観点から、次期大戦の防止を主要目的として創設された国際連盟の存在とその役割を重視していた。

「今日帝国の列国間における地位に顧み、進んで国際連盟の活動に協戮し、もつて世界の平和と人類の福祉とに貢献するは、我が国の崇高なる使命に属す。政府は国際連盟を重視し、その目的の遂行に鋭意努力せんことを期す」（組閣時浜口談話）。

浜口は早くから、第一次大戦は「全世界の人類に未曾有の惨禍」をもたらし、その教訓から国際連盟が、「人類永久の平和を目的」とする「世界人類最初の試み」の機関として創設されたとの認識をもっていた。したがって、もしそれが機能しなくなれば、「世界を挙げて一大修羅場たらしめ、人類の不幸はこの上もない事になる」可能性があると考えていた。その意味で浜口は連盟について、世界の安全保障システムとして次期大戦防止のため重要な役割を担っており、国際社会の安定にとって枢要なものとして位置づけていた。

三

そもそも国際連盟は、原敬政友会内閣期に、パリ講和会議（一九一九年）において創設され、日本もイギリス、フランス、イタリアとともに常任理事国の一員として地位を占めていた。

周知のように、欧米列強諸国にとっても次期大戦の防止は切実な課題であり、ナシヨナル・インタレストの観点からしても必須のことと考えられていた。大戦の経験から、ふたたび同様な世界戦争が起きれば、前回をはるかに超えるレベルで、新鋭の大量破壊兵器を大規模に使用する長期の総力戦となり、それは、これまで欧米社会が築き上げてきた文明を根底から破壊する可能性があるとして予想されていた。

「これから先に起こる「第一次大戦後の」戦争では、何千という兵士たちが電話一本で機械の力によって殺され息の根を止められ……、一方、女性や子供や一般市民全体が殺されることになるだろう。……そしてそれぞれの国に、大規模で限界のない、一度発動されたら制御不可能となるような破壊のためのシステムを生み出すことになる。……人類は初めて自分たちを絶滅させることのできる道具を手に入れたのだ。」

（W・チャーチル『世界の危機』）。

そのような事態は、列強諸国にとっても、そのよってたつ基盤である西欧文明を壊滅させることによって、ナショナルな利害そのものを無意味化するものであり、国家理性の観点からしても回避しなければならなかったからである。

国際連盟は、そのような次期大戦の防止を最優先の課題とする、史上初めて創設された集団的安全保障のための国際機関であった。連盟規約は、国際紛争の平和的解決を加盟国に義務づけ、そのような規定に反する戦争を原則的に禁止するとともに、その違反にたいしては共同の制裁処置を定めた。それは、大戦の教訓から、連盟による一定の法的規制力によって国際紛争の平和的解決をはかり、国家間の戦争を防止しようとするものであった。

連盟についてその後の歴史的経過からさまざまな批判がなされているが、にもかかわらず、それは国際紛争を解決する手段としての戦争を原則として禁止する、いわゆる戦争違法化への第一歩を踏みだしたものだといえる。

それまで国際法的には、戦争が国際紛争を解決する正当な手段の一つとされていたのである。このような戦争違法化の方向は、のちの不戦条約、国連憲章へと受け継がれていく。日本では連盟創設の意義にあまり重きをおかれない傾向にあるが、その意味で、世界史的に大きなターニング・ポイントの一つといえるものだった。

連盟創設について、一般には、ウイルソンの理想主義による面が強調されがちであるが、他面、このような国家理性に基づく極めて現実主義的な判断によるものでもあった。むしろヨーロッパ諸国にとつては、そのような判断が主要なファクターとなっていた。

浜口にとつて、このような目的と役割をもつ連盟の存在は、国際社会なかんづく東アジアの安定の維持の観点からも、重要な意味をもつものであった。

先のような浜口の政策を遂行し、それをベースに日本の長期的発展をはかっていくには、国際社会とりわけ東アジアにおける平和維持、そこをめぐる国際環境の安定が必須であり、それが彼の全政策体系実現の前提となっていたからである。そのような観点からも、国際連盟の存在とその平和維持機能は、重要なものとして位置づけられていた。

それゆえ浜口は、先に引用したように、現在の日本の国際的位置からして、その活動に積極的に協力し、「世界の平和と人類の福祉」とに貢献することは日本の「崇高なる使命」だとして、連盟重視の姿勢を示していたのである。

その意味で、浜口の連盟重視は、国家理性の観点からする、すなわち国際社会における日本の歴史的的政治的位置とその将来についての独自の考察からする、すぐれて現実主義的

な判断によるものであったのである。

一般に、日本は、政党内閣期もふくめて、国際連盟には消極的であったとされているが、少なくとも浜口は、次期大戦防止、国際社会および東アジアの平和維持の観点から、連盟の役割を重視していた。

そのような見地から、かねて連盟規約第八条（軍備縮小規定）との関連でも議論されていた軍縮問題について、組閣当初から、単に軍事費の削減や対米英協調の面からのみならず、連盟を核とする平和構築の観点からも積極的に対応しようとしていた。そして、組閣後まもなくロンドン海軍軍縮会議への参加を決定したのである。

浜口は、そもそも「軍備縮小の実現」は、連盟の「重要な使命」の一つだとの考えであった。浜口のみるところ、大正九年（一九二〇年）の国際連盟加盟、翌年のワシントン会議への参加、さらには今回のロンドン軍縮会議も、「世界平和の確立」に貢献するためであった。

すなわち、浜口において軍縮は、よくいわれているような財政的観点や対英米協調のみならず、連盟を軸とする世界の平和維持との関係を強く意識したものであったのである。

このような浜口の平和維持の観点からする連盟重視の姿勢が、ロンドン海軍軍縮条約締結への強い決意とかわっていた。

よく知られているように、条約締結に反対する加藤寛治海軍軍令部長らは、条約の兵力量では問題があり、国家の安全保障が対米英協調や財政的考慮に優先すると主張した。だが、浜口が条約締結を決断したのは、対米英協調と財政上の理由からだけではなかった。浜口自身、安全保障の観点からみても、締結された条約の兵力量で問題ない、との判断に立っていた。

この問題にかかわる浜口の認識と姿勢は次のようなものであった。

日本は、「世界平和の確立」という国際連盟の趣旨に賛同し、その目的から、ワシントン会議にも参加した。その後、連盟の軍備縮小の課題を引き継ぐかたちで、ロンドン海軍軍縮会議が開催された。したがって、ロンドン海軍軍縮条約の成立は、国民負担の軽減とともに、「世界の平和を確立」することに多大な「貢献」をなすものである。

しかも、一九二八年（昭和三年）に締結された不戦条約（後述）は、「戦争を絶対に否認したるもの」であり、この条約に違反するものは「全世界を敵とすることになる。その場合、世界の各国は「侵略せられたる国」を援助するであろうし、条約違反国の行動を傍観することはないのである。

このように浜口は、世界の平和維持という国際連盟の役割を重視し、ワシントン会議、ロンドン軍縮会議などもそのような連盟の役割と関連させて位置づけ、同様の観点から不戦条約成立の意味も積極的に評価していた。すなわち、浜口においては、国際連盟規約を軸に、ワシントン海軍軍縮条約、中国の領土保全と門戸開放に関する九カ国条約、パリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン協定）、ロンドン海軍軍縮条約など、多層的・多重的条約網の形成による平和維持システム、戦争抑止システムの構築が、極めて意識的に追求されており、そのことは明らかに安全保障の問題とかわわっていた。

つまり、安全保障の問題について、浜口は、国際的・国内的諸条件の総合的な判断から、自国の軍事力のみならず、国際連盟の存在と、軍縮や平和維持に関連する多層的・多重的な条約網の形成による平和維持システム、戦争抑止システムの構築によって対処すべきだし、対処可能だとの観点に立っていたのである。

ちなみに、一九二一年末から開催されたワシントン会議において、九カ国条約、ワシントン海軍軍縮条約などが締結された。これによって、いわゆるワシントン体制が形成されるが、浜口は、とりわけ九カ国条約の意味を重視していた。それが中国での国際紛争を防止する役割をもっていると考えていたからである。当時一般に、中国での列強間での国際紛争の勃発は、次期大戦を誘発する可能性をもつものの一つとみられていた。

九カ国条約（米英日仏伊中ほか）は、国際連盟規約における戦争違法化の方向とともに、二〇世紀世界史にとって重要な意味をもつものであった。列強諸国による植民地や勢力圏の拡大を、中国に限ってであるが、はじめて条約のかたちで禁止したからである。

ワシントン会議で締結された条約として、一般には、ワシントン海軍軍縮条約がよく知られているが、世界史的観点からすれば、むしろ九カ国条約こそ、その後の国際社会の理念と現実には大きな影響を与えたといえよう。

また、田中政友会内閣時の一九二八年（昭和三年）に調印したパリ不戦条約が、浜口内閣時に発効した。そのことについて浜口は、「世界平和のため人類幸福の上に慶賀に堪えざるところである。ねがわくば原調印国はもとより参加列国はその本領にしたがい、その目的たる国家政策遂行の手段としての戦争放棄を永遠に遵守して世界平和の実を挙げんことを余は衷心より希望するものである」、との談話を発表している。なお、田中内閣による条約締結当時、条文中の「人民の名に於て」の文言が問題とされたことがよく知られているが、その時も条約内容そのものについては「満腔の賛意を表する」とするのが、浜口ら民政党の姿勢であった。

不戦条約は、現行の昭和憲法第九条第一項の「戦争放棄」規定の原型となったもので、その第一条において、「国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言す」と規定していた。この条約は、国際連盟規約において本格的な第一歩をふみだした戦争違法化の方向を、さらに進めたものであった。現行憲法の戦争放棄規定は、一般には、第二次大戦の反省から始めて考え出されたものと理解されがちだが、じつは戦前政党政治の時期に日本自身も加わって締結された国際条約を一つの重要なベースとしているのである（ただし、第九条第二項の戦力不保持の規定は、また別の要因による）。

なお、浜口も、連盟の戦争防止システムや制裁システムが必ずしも十全ではないことは、当然承知していた。だが、それは連盟の平和維持機能を補完する多層的・多重的な条約網によってカバーできると判断していた。ロンドン海軍軍縮条約締結も、財政負担の軽減や対英米協調のためだけでなく、連盟および戦争抑止にかかわる条約網の存在を前提とし、その強化を意図するものであった。

また当時、第一次世界大戦の経験によって、今後、列強間の全面戦争は、長期の国家総力戦となり、そのコストや犠牲はどのような戦争目的をも超えるものとなっていた。したがって、応戦能力と国力が一定のレベルに達していれば、その点から対外的に戦争抑止の効果があると考えられていた。浜口も、対米軍備は一種の抑止的な効果のレベルに達していれば、外交・財政を含めた総合的な見地から、それで可としなければならぬと判断していたのである。

それゆえ、ロンドン海軍軍縮条約問題での浜口と加藤軍令部長らとの対立は、よくいわれているような、財政的見地と軍事的観点との対立、内閣と軍統帥権をめぐる対立であるだけでなく、じつは安全保障の方法をめぐる対立でもあった。

加藤軍令部長らは、実際の日米戦を想定し、パワー・ポリティックス的な観点から協定の兵力量では不足だと、条約に反対していた。

それに対して浜口は、総力戦的な観点からみて抑止効果をもちうる一定の軍備と国力を備えていれば、国際連盟および不戦条約などの多層的・多重的な条約網によって戦争は防止できるし、防止しなければならぬ、との見地に立っていた。

それが日本の取るべき道だとするのが浜口の決意であった。そしてこのような方向が、浜口が追求しようとした新しい国際秩序の基本ラインだったといえよう。

浜口にとって、国際協調や軍縮も、またさきにふれた国際連盟重視の姿勢も、国家理性

の観点、国民的利害の観点から導き出された現実主義的な政策であった。だが、浜口の場合、国際社会における日本の歴史的的政治的位置とその将来についての独自の認識と構想から、その現実主義は、単なるパワー・ポリティックスをこえて、新たな国際秩序を志向することとなったのである。それは、いわゆる理想主義的な国際秩序観とも、ある種の交錯を示すものであった。

しかし、一九二九年末に始まった世界恐慌が、翌年夏には日本にも本格的に波及し昭和恐慌が始まる。そのような中で、浜口は、東京駅で銃弾に倒れたのである。

四

ところで、さきに浜口が国際連盟を補完するものの一つとして、ロンドン海軍軍縮条約とならんで、九カ国条約を重視していることにふれた。

九カ国条約は、現代のNATOや旧ワルシャワ条約機構のような、域外の仮想敵に対するための集団的安全保障システムではない。それは、中国という特定の地域を対象とするものではあるが、域外に仮想的を想定せず、いわば域内の安全を相互に保証しあう集団的相互安全保障システムだった。

現在、日本の安全保障をめぐって沖縄の基地問題が大きな問題となっているが、東アジア・太平洋地域の安全保障を考える場合、このような浜口の国際秩序構想、とりわけ国際連盟と九カ国条約との関係の位置づけは、示唆するところ多いのではないだろうか。